

重要事項説明書

上板あおば苑

当事業所はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当事業所への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3以上」と認定された方が対象となります。

1 事業者概要

法人名	社会福祉法人 徳島県心身障害者福祉会
主たる事務所の所在地	徳島県板野郡上板町神宅字西金屋36番地1
電話番号	088-694-5777
代表者氏名	理事長 三木 敏
設立年月日	昭和52年7月

2 ご利用事業所

事業所の種類及び名称	指定介護老人福祉施設・上板あおば苑
事業所の所在地	徳島県板野郡上板町西分字橋西1番地10
徳島県知事指定事業者番号	3671500076
施設長（管理者）の氏名	松野 和代
開設年月	平成10年5月1日（平成16年4月1日 10床増床）
利用定員	60人
電話番号	088-637-6622
ファクシミリ番号	088-637-6623

3 ご利用事業所での併設事業

事業の種類	徳島県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
通所介護	令和2年3月25日	徳島県指令長第10061号	20人
第1号通所事業（＊）	令和6年3月1日	上健推第195号	
短期入所生活介護	令和2年3月25日	徳島県指令長第10061号	10人
介護予防短期入所生活介護	令和6年3月29日	徳島県指令長第10282号	
居宅介護支援	令和2年3月25日	上福保第570号	—
老人在宅介護支援センター	—	—	—
介護老人福祉施設	令和2年3月25日	徳島県指令長第10063号	60人

*介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）

当事業所は鉄筋コンクリート造り2階建、スプリンクラー・エレベーター・冷暖房設備等が完備しています。なお、建物の延べ床面積は、3,613.56m²（合算）です。

4 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。

この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(2) 事業運営の方針

サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

5 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
個 室	1 2	1部屋の面積 15m ² (10室)・16m ² (2室) 洗面台設置
2人部屋	4	1部屋の面積 29.8m ² ・洗面台設置
4人部屋	1 0	1部屋の面積 43.2m ² (10室)・洗面台設置
食 堂	2	207.53m ²
機能訓練室	2	共用設備：ホットパック・ハドマ・マッサージチェア・平行棒他
浴 室	2	一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1	共用設備：吸引器・モニター・酸素ボンベ・滅菌機他
便 所	3	共用トイレのみ 本館2ヶ所・新館1ヶ所

* 上記の施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。
洗面台設置

6 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービス（含む、短期入所生活介護等）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員配置数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 生活相談員	1	1
3. 介護職員	21	24 (内3人看護職員)
4. 看護職員	5	
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	1	1
7. 医師 （嘱託医4人）	—	
8. 管理栄養士	1	1

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1. 医師 （1）嘱託医	(1) 毎週水曜日・木曜日・土曜日(12時00分～13時00分)	
（2）精神科医	(2) 月2回 火曜日 (13時30分～16時30分)	
2. 介護職員	早出 日勤 C勤 遅出 夜勤	7時15分～16時00分 8時30分～17時15分 10時00分～18時45分 12時15分～21時00分 16時00分～翌10時00分
3. 看護職員 4. 機能訓練指導員	早出 日勤 遅出	7時00分～16時00分 8時30分～17時30分 9時30分～18時30分
	*緊急時等の対応のため、自宅にて交替制により夜間待機。	

* 勤務時間等については、諸般の事情により変更することがあります。

7 当事業所が提供するサービス

<介護給付によるサービス>

サービスの種別	内 容
入浴	週2～3回の入浴(体調に応じて清拭・着替え)を行ないます。 機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員等により、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
口腔ケア	口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	快適な生活が送れるよう、心身等の状況に応じて各種支援を行います。

* 介護保険法により、3～6ヶ月(定期・随時)にサービス計画の見直しを行います。

<その他介護給付サービス加算>

サービスの種別	内 容
精神科医療養指導加算	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合、受診の有無に関わらず施設の体制加算として頂くことになります。
個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員の職務に従事する常勤が1名以上いて、共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を実施することで加算されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該施設その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。
日常生活継続支援加算	認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	介護福祉士80%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士35%以上配置し、サービスの質の向上に資する取組を実施することで加算されます。
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算Ⅱ	看護職員の配置が基準を上回っており、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ 口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活が営むことが出来ることを目的とし、状態に応じた口腔衛生の管理を歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る助言及び指導を月2日以上行われた場合に加算されます。
初期加算	新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算されます。
入院・外泊加算	入院及び外泊した場合、6日を限度として加算されます。
退所時情報提供加算	医療機関へ退所した場合、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1回に限り算定します。
新興感染症等施設療養費	別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。

療養食加算	食事の提供が管理栄養士または栄養士によって管理され、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食が提供された場合に加算されます。
夜勤職員配置加算	夜勤の時間帯に勤務を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上まわっている及び喀痰吸引が出来る職員を配置する場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	入所者・利用者ごとの心身の状況等についての基本的な情報を厚生労働省に提出していることで加算されます。
安全対策体制	担当者が安全対策に係る外部の研修を受け、安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所初日に限り加算されます。
看取り介護加算Ⅰ 看取り介護加算Ⅱ	医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員が共同して、ご本人またはご家族の同意を得て看取り介護を行った場合に、死亡日以前45日を上限に加算されます。
配置医師緊急時対応加算	入所者の看護・介護にあたる者が配置医師に対し電話等で直接施設への訪問を依頼し、その医師が診療の必要性を認め、可及的速やかに施設に赴き診療を行った場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うことで加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	都道府県知事に介護職員の処遇改善計画を提出し、要件を満たしたうえで、介護職員等に対する処遇改善費用として、この加算を除くひと月あたりの総利用単位数に一定の割合を乗じた利用単位数が加算されます。

<介護保険給付外サービス>

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	<p>当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>食事時間：</p> <p>朝食 7時30分～8時30分 昼食 12時～13時 夕食 18時～19時</p>	(別表1)
理容・美容	毎月1回、理髪業者の出張によるサービスをご利用いただけます。	実費 (1回あたり1,000円程度)
レクリエーション行事	当施設では、ご契約者が全員参加する定例行事(お誕生会・クリスマス会等)の他、希望者を募り実施する行事に参加していただくことができます。	実費 (定例行事は無料)
日常生活品の購入代行	ご契約者又はご家族の選択による個人用の日用品(歯ブラシ・タオル・新聞等)の購入を代行いたします。	実費
居室	個室および多床室をご用意しております。 部屋の空き状況、ご利用者の心身の状況に応じご用意いたします。	(別表1)

- * 利用料金 別表1参照。
- * その他、一般的に想定されるサービス提供とは関係のない個人用の日常生活費につきましては、ご契約者の全額負担となります。但し、一律に提供するおむつは除きます。
- * 医療については、当事業所の嘱託医等による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療は医療保険適用により別途負担していただきます。
- * その他、所得の低い方に関する施策として高額介護サービス費の支給および社会福祉法人による利用者負担軽減制度もご利用いただけます。

8 苦情等申立て窓口

当事業所のサービスについてご不明の点や苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。

窓口担当者：高橋小百合、棄村三重子

受付時間：(月～金) 8時30分～17時15分

電話番号：088-637-6622

ファックス：088-637-6623

*その他の相談窓口として、保険者である市町村及び国民健康保険団体連合会等があります。

連絡先は別紙に記載しております。

9 協力医療機関

医療機関の名称	藍里病院
院長名（嘱託医師名）	多田 友人
所在地	板野郡上板町佐藤塚字東 288-3
電話番号	088-694-5151
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関	ともなり消化器・肝臓内科クリニック
院長名	友成 哲
所在地	板野郡上板町七條字山ノ神 22-1
電話番号	088-694-5515
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関の名称	野田医院
院長名	野田 泰弘
所在地	板野郡上板町鍛冶屋原字西北原 18
電話番号	088-694-2009
診療科	内科
入院設備	無し（但し、必要に応じて他の医療機関を紹介）
医療機関の名称	天山歯科医院
院長名	加藤 高英
所在地	板野郡上板町七條字西栗ノ木 13-3
電話番号	088-694-2105
診療科	歯科
入院設備	無し
医療機関の名称	鴨島病院
院長名	浅野 登
所在地	吉野川市鴨島町内原 432
電話番号	0883-24-6565
診療科	内科・外科・整形外科他
入院設備	有り

医療機関の名称	独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター東病院
院長名	井内 新
所在地	板野郡板野町大寺字大向北1-1
電話番号	088-672-1171
診療科	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科・放射線科・外科 他
入院設備	有り

1.0 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「上板あおば苑消防計画」にのっとり対応します。
近隣との協力関係	隣接している上板町社会福祉協議会と非常時における相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「上板あおば苑消防計画」にのっとり毎月計画的に実施しています。
防災設備	スプリンクラー・火災通報装置・非常用自家発電機等を設置し、カーテンや絨毯は防炎性能のあるものを使用しています。
消防計画等	防火管理者を1名配置し、「上板あおば苑消防計画」を板野西部消防署へ毎年提出しています。

1.1 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	面会は感染症対策のため、予約制となり時間制限を設けさせていただきます。また、体調等個々の事情により、事前にご相談を承ります。なお、来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行先と帰苑日時を職員に申し出てください。
食事	食事が不要な場合は、必ず前日までにお申し出ください。この場合には、「食事に係る自己負担額」が減免されます。
居室・設備器具の利用	居室や設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所でしてください。また、飲酒はお断りします。
迷惑行為	騒音・ペットの持ち込み等、他人が迷惑する行為はご遠慮願います。
所持品管理	現金・貴重品等は、事務所でお預かりできますのでお申し出ください。
宗教活動 政治活動	利用者等に対し、迷惑をおよぼすような政治活動や宗教活動はご遠慮ください。

1.2 緊急時の対応

サービスご利用時に病状の急変等が生じた場合には、嘱託医又は当事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先にご連絡します。

1.3 秘密の保持

当事業所の従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得たご利用者、ご利用者の家族又は身元引受人の秘密を保持します。なお、退職後においても在職中に知り得た秘密を漏らさないように必要な措置を講じます。

但し、ご利用者に対する適切な支援のため、サービス担当者会議等で情報を用いる場合や、居宅介護支援事業者等、必要な機関に対しご利用者、ご利用者の家族又は身元引受人に関する情報を提供する場合があります。

1.4 事故発生時の対応及び損害賠償

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者の後見人、ご家族、身元引受人等関係者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

又、事故が発生した場合は、事業者はすみやかにご利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

なお、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて利用者等に重要事項の説明を行ないました。

説 明 者

職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業所から上記の説明を受けたことを確認します。

利 用 者

住 所

氏 名

印

利用者の家族等

住 所

氏 名

印

続 柄